

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表財政課の部工事検査の業務に従事する職員の款の次に次のように加える。

共用車の管理及び整備に従事する職員	空調服	1	3	
-------------------	-----	---	---	--

別表生活環境課の部市営及び共同墓地の維持管理に従事する職員の款安全靴の項の次に次のように加える。

ヘルメット	1	5	
-------	---	---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。